

蒲郡文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてなどを議決

12月定例会

議案

12月市議会定例会は、12月4日から12月16日までの13日間の会期で開き、議案21件、請願1件、意見書案1件を審議しました。

蒲郡文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正など、主な内容をお知らせします。

12月定例会の日程

4日	本会議〔会期の決定、諸般の報告、議案説明、質疑、討論、採決、一般質問など〕 議会運営委員会理事会 議会運営委員会
5日	本会議〔一般質問〕
6日	本会議〔一般質問、議案説明〕
9日	総務委員会
10日	経済委員会
11日	文教委員会 議会運営委員会
16日	本会議〔委員長報告、意見書案説明、質疑、討論、採決など〕

条例の改正

●個人番号カードの利用に関する条例の一部改正 (第84号議案)

12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みに切り替わったことを受け、個人番号カードを用いて、ごおりデジタル健康プラットフォームのサービスが受けられるよう、条例第2条に掲げる利用事務の追加を行います。

●総務委員会での主な質疑
問 ICチップ内の空き領域の利用について、現在どのように活用しているのか。

答 現在、自動交付機を利用して住民票の写し、印鑑登録証明書等の証明書を交付する事務を、窓口においては、印鑑登録証明書を交付する事務を行っています。

問 今回、空き領域にどのような情報を追加するのか。

答 空き領域にカードアプリケーションを搭載します。今回のプラットフォーム「がまっと！」に接続する端末とつながるカードリーダーに個人番号カードをかざすと、医療機関側は「がまっと！」で患者ページを参照できるようになります。

●本会議での主な論点
賛成 12月から医療機関や薬

局などでマイナ保険証を基本とする仕組みに切り替わったことを受け、医療機関等の受診時に提示する個人番号カードを用いて効率的にサービスが受けられるようにするために、条例の改正は必要と考える。

反対 個人情報情報の不正利用や不適切な閲覧がされること、心配される。

質の高い医療や介護以前に、医療機関へ行くための交通手段の改善などに市が取り組む方が先ではないか。

このような情報収集や管理の仕組みはやめるべきである。

●蒲郡文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正 (第87号議案)

蒲郡文化広場大規模改造工事の施工に伴い、施設や設備器具の使用料改定等を行うため条例の改正を行います。また、バリアフリー化により、ふれあい会館和室の名称を、ふれあい会館多目的室に改めます。

改定後の使用料は下の表のとおりです。

(円)

施設名	区分	改定前	改定後	
体育館	競技場	午前	2,800	3,300
		午後	5,200	6,200
		夜間	7,400	8,800
ふれあい会館	多目的室	午前	1,000	1,300
		午後	1,200	1,500
		夜間	1,500	1,900

(円)

施設名	名称	単位	改定前	改定後	
体育館	競技場	冷暖房設備	1時間	-	1,300
		バレーボール器具	1組	150	200
		バドミントン器具	1組	70	100
		庭球器具	1組	150	-
		卓球器具	1組	70	100